

会議の概要(議事録)

会 議 の 名 称	(番 号) 3 - 1 6	墨田区交通安全対策協議会		
開 催 日 時	令和6年8月23日(金)午前9時30分から午前10時20分まで			
開 催 場 所	区役所 131会議室			
出 席 者 数	33人【会 長】山本亨墨田区長 【委 員】墨田区議会議長、警視庁本所警察署長、警視庁向島警察署長、東京消防庁本所消防署長、東京消防庁向島消防署長、国土交通省東京国道事務所長、東京都第五建設事務所長、本所交通安全協会会長、向島交通安全協会会長、墨田区老人クラブ連合会会長、墨田区立小学校校長会会長、墨田区立中学校校長会会長、墨田区立小学校PTA協議会会長、墨田区立中学校PTA連合会会長、墨田区町会・自治会連合会会長、京成バス株式会社奥戸営業所長、東日本旅客鉄道株式会社錦糸町営業統括センター所長、東武鉄道株式会社とうきょうスカイツリー駅長(欠席)、京成電鉄株式会社押上駅長、墨田区副区長、墨田区教育委員会教育長、地域力支援部長、福祉保健部長、子ども・子育て支援部長、都市計画部危機管理担当部長、都市整備部長 は代理出席 【立会出席】庶務課 企画・法規担当主査 【事務局】土木管理課長、交通安全担当主査(2名)、交通安全担当主事(2名)			
会 議 の 公 開 (傍 聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	傍聴者数	0人	
議 題 等	1 令和6年秋の墨田区交通安全運動実施要領(案)について 2 令和6年秋の墨田区交通安全運動実施計画(案)について 3 交通安全対策全般について			
配 付 資 料	1 会議次第 2 墨田区交通安全対策協議会委員名簿 3 席次表 4 令和6年秋の墨田区交通安全運動実施要領(案) 5 令和6年秋の墨田区交通安全運動実施計画(案) 6 令和6年度上半期 墨田区内における交通事故発生概要			
会 議 概 要	1 開会 (1) 会議の録音について 各委員に対して、議事録作成のための録音について了承された。 (2) 配付資料の確認(6点) 会議次第 墨田区交通安全対策協議会委員名簿 席次表 令和6年秋の墨田区交通安全運動実施要領(案) 令和6年秋の墨田区交通安全運動実施計画(案) 令和6年度上半期 墨田区内における交通事故発生概要			

2 委員の紹介

名簿順に委員の紹介をした。

3 会長あいさつ

自転車による交通違反への反則金制度（青キップの導入）を柱とする道路交通法改正案が5月17日に可決され、令和8年度までに施行される。今回の改正で、自動車やオートバイの運転者の外、16歳以上の自転車の運転者も対象に加わった。信号無視や一時不停止等の悪質な自転車運転の防止が期待されている。このことについて、区と関係機関で連携し、周知や啓発を実施していくことを呼びかけた。

都内の自転車が関与する事故は、令和4年中で13,883件、令和5年中で14,525件と増加傾向にある。交通事故防止し安全に利用してもらうため、交通ルール・マナーの周知・啓発を実施していくことを呼びかけた。

区民一人ひとりが交通ルール遵守と交通マナーの実践に取組み、「安全・安心を実感できるまち」になるよう、引き続き関係機関に支援・協力をお願いした。

4 議題

(1) 令和6年秋の墨田区交通安全運動実施要領（案）について

(2) 令和6年秋の墨田区交通安全運動実施計画（案）について

各案について、事務局（土木管理課交通安全担当）から一括して説明を行った。

要領及び計画の内容については、各案のとおり決定した。

配付資料 「令和6年度上半期 墨田区内における交通事故発生概要」の説明

【本所警察署 吉武交通課長】

資料1の令和6年上半期の交通事故発生件数・死傷者数についての説明。交通人身事故の発生件数は都内、墨田区内含めてほぼ横ばいになっているが、死者数は前年+17名の69名と大幅に増加している。死亡事故の増加を受け、警視庁では全庁を上げ、6月に緊急対策を行った。20日の幹事会の時点で死亡者数が84名となっており、その時点で+9名となっている。依然として、死傷者数については厳しい状況が続いている。墨田区内の死亡事故については、上半期に2件、7月に1件の合計3件発生している。昨年は、上半期に死亡事故はなく、下半期に4件発生している。死亡事故は下半期に発生が多くなる統計が出ているので、事故防止に向けて取り組みを強化していく。負傷者数に関して軽症者は減少しているが、都内・墨田区ともに重傷者の増加が目立っている。

資料2の死亡事故発生時間帯（都内）についての説明。都内で発生した上半期の死亡事故の特徴は、高齢の歩行者、夜間の時間帯における飲酒した歩行者、早朝薄暮時間帯における通勤目的の二輪車が多かった。また、早朝薄暮帯、夜間の時間帯に件数が多くなっている。人通り、車の通行の多い昼間帯の発生も多くみられ、突出して多い時間帯は見られない状況である。

資料3の人身事故発生時間帯（墨田区）についての説明。人身事故の発生時間帯は、8時からの通勤時間帯と16時以降の薄暮帯が多くなっている。

資料4の自転車関与事故の発生件数、関与率（都内・墨田区）についての説明。区長のあいさつにもあったが、墨田区内で自転車に関与する事故の発生が懸念されている。都内では、発生件数も関与率もほぼ横ばいになっているが、墨田区内では、昨年よりも発生件数、関与率が増加傾向にある。本所警察署管内と向島警察署管内で発生件数、関与率で違いが出ている。自転車の事故は出会い頭の事故が多く発生

している。比較的幹線道路の多い本所警察署管内に比べ、生活道路が入り組んでいる向島警察署管内の方が自転車の関与する事故が多くなっている。

資料５の時間帯別・自転車による事故の発生件数（墨田区）についての説明。墨田区内の自転車事故の発生件数の多い時間帯は、活動される方の多い時間帯である通勤時間帯も含めた昼間帯に多く発生している。自転車による事故には、自転車利用者の赤信号無視や一時不停止などの違反が多く見られる。引き続き、交通ルールの周知と取締りを強化していく。また、自転車用ヘルメット着用も促進していく。

（３）交通安全対策全般について

（意見・要望等）

【向島交通安全協会 瀧澤理事】

電動キックボード等利用者の運転マナーが悪い人が多い印象がある。墨田区内で電動キックボードの事故件数はどれくらい発生しているのか？

区役所通りでは、車は一方通行だが両方に自転車通行帯がある。その場合、電動キックボード等は一方通行になるのか？それとも自転車と同じく自転車通行帯を走ることができるのか？ルールを知らない人も多いと思うので、ぜひ教えてほしい。

【向島警察署 石郷岡交通課長】

墨田区内における電動キックボード等が当事者になる事故件数は、本所警察署管内で１件発生している。本年３月に女性の方が電動キックボード単独で怪我をされた人身事故であった。あくまで、警察で関知している事故は、怪我を伴う事故のみとなっている。それ以外の事故に関しては、加害者・被害者ともに確認はできていない。違反に関しては、多数取締りを行っている。電動キックボード等は都心方向に多い乗り物というイメージがある。ＬＵＵＰ社のポートも墨田区内に多くできている現状であり、錦糸町を中心に電動キックボード等利用者が増えている印象がある。これに対する取締りも行っている。

電動キックボード等のルールについて、ＬＵＵＰ社を例にするが、昨年に電動キックボード等が一般化されてから、緑のライトが側面につくようになっている。通常は緑のライトが「点灯」していると通常で走行できるが、モードを切り替え、緑のライトが「点滅」している状態だと、上限が時速６ｋｍまでしか出せない仕組みに切り替わり、この場合、歩道通行が可能となる。しかし、この場合でも全ての歩道を通行できるわけではない。自転車も車両なので、原則歩道を通行することはできないが、歩道に青の標識で「自転車歩道通行可」があるところでは、自転車も歩道を通行することができる。同様に、ライトが「点滅」している状態の電動キックボード等であれば、歩道通行が可能となる。しかし、向島地区の話になってしまうが、規制を解除しているので、「自転車歩道通行可」の標識はほとんど無いのが現状である。自転車についても電動キックボード等についても歩道通行することができないようになっている。結論として、歩道通行可という標識があるところでは、車両区分に応じて歩道通行ができるが、標識がないところでは歩道通行ができないということになる。相互通行の箇所に関して、「歩道通行可」の標識があるところであれば、道路の右側・左側問わずに通行することが可能となっている。ただ、歩道は歩行者を優先すべき道路なので、歩行者がいるときには、自転車も電動キックボード等も徐行する必要がある。また、通れない所では、一時停止することが大原則となっている。歩道は歩行者が安全に通る場所である。

【墨田区老人クラブ連合会 星野会長】

自転車を運転する時に、うっかりルールやマナーを忘れてしまう時や事故に遭うこともあると思う。ルール・マナーの啓発を徹底する必要があると感じている。老人クラブの方では、区の運営委員会とその下に6ブロックで分かれている。警察の方による詐欺や防犯に関する説明会があったが、この機会に老人クラブの地区会に来ていただいて、交通ルールやマナーについて説明していただきたいし、交通安全運動実施要領や実施計画も配布していただければと思っている。

また、夕方や夜間に外に出歩く際に、反射材付きのタスキ等があれば、高齢者の場所が分かるので、工夫できればと思っている。

交通安全運動には関係ないが、町会に秋葉神社という神社があるが、近くの信号機の名前が向島5丁目となっている。秋葉神社前という名前に変更できないかと地域の方から意見が上がっている。地域に馴染む名前、昔から言われている地名を信号に入れるなど検討していただきたい。

【墨田区長】

信号機の名称については、交通安全運動とは直接関係がないので、改めて都市整備部に相談していただければと思う。

【都市整備部 天海部長】

老人クラブの地区会に何う形の交通ルールの啓発・周知の説明については警察と日程を含めて相談し、実施する方向で進めていく。

反射材については、都市整備部でストックがあるので、地区会等に伺った際に配る形をとる。

【墨田区町会・自治会連合会 須藤会長】

16歳以上であれば免許がなくても電動キックボード等に乗れるのであれば、交通ルールを知らない若者も多いと思われる。一方通行の場所で「自転車は除く」の標識があれば電動キックボード等も逆走して通行ができるのか？

自転車も電動キックボードもバイクと同じような交通ルールで走行してくださいとのことで、標識があれば歩道も走れるということだが、道路の一画ずつに標識が出ていないと思われる。大きな道路では出ているかもしれないが、小さい道路だと出ていない。また、地蔵坂通りには両側に白線が引かれている。左側通行で自転車を走行している場合に、右折する時に先に右により、白線に入らないでそのまま右折したら逆走になるのか？

9時から16時の間に自転車の事故が多いとのことだが、この時間帯は、通勤時間と保育園にお母さんが子供を送る時間に重なっている。朝の時間帯に猛スピードで走行しているのをよく見かける。向島地区は警察資料のとおり、自転車の事故率が高くなっている。この前も自転車の事故があった。片方が一時停止の線が引かれており、もう片方は線が引かれていなかった。両者ともそのまま交差点に進入し、ぶつかってしまった。この朝の時間だけでもお巡りさんに駅周辺、保育園周辺等の自転車通行が多いところに立ってもらいたい。

【向島警察署 石郷岡交通課長】

電動キックボード等は16歳以上であれば免許なしで乗れる乗り物になっている。交通ルールをどうやって学んでいくのかということは課題になっている。若年齢層が多い乗り物なので、管内の学校に赴いて電動キックボードの講習会やルールを学ぶ会を警察として、可能な限り行っていく。警視庁本部としてLUP社等の電動キックボード事業者と連携を行い、乗る前に交通ルールのテ

	スト・確認をしないと乗れない仕組みを作ってもらっている。基本的には、テストで学んでいただいて乗っていただく形をとっている。最低限のルールを知っている方が乗っているということになっている。しかし、なかなか交通ルールも分からないことも多いと思うので、対象の方に赴いて指導・教養を徹底していく。 一方通行の標識について、基本的には「自転車を除く」の補助標識がある所に関しては、電動キックボード等も対象となる。道路標識については、点ではなく線という考え方で設置している。自転車歩道通行可の標識が１つだけということはないと思われる。各区画の歩道上の端と端に設置されているので確認し通行していただければと思う。地蔵坂通りについて、歩道と白線は別なものになっている。歩道は、ガードレールや段差で区切られているものを言い、白線だけ引かれている場所は路側帯と呼ばれるものになっている。路側帯については、電動キックボード等は走行することができない。あくまで、通常走行するのであれば車道を走行することが原則になっている。右折するにあたり、車であれば最短距離で右折するが、自転車・電動キックボード等は車線数関係なく、２段階右折をすることが大原則になっている。遠回りになるが、２段階右折の考え方に基づいて、安全確認を行い、右折することがルールになっている。 保育園周辺について、お母さん方の事故も多い現状になっている。向島警察署管内では、保育園等に赴いて、園児向けの交通安全教室の他に、夕方時間帯に赴いて保護者に交通安全、自転車の乗り方のルールについての資料を配布するなど、保護者向けの安全教育も行っている。しかし、なかなか減らないのが現状となっている。曳舟、東向島駅周辺のパトロール強化、声掛けを徹底していく。
	5 閉会
所 管 課	都市整備部土木管理課交通安全担当（内線：５０３６）